

福岡県教員養成史研究(二)

平田宗史

(1976年9月10日受理)

はじめに

本稿の考察対象の時期は、明治9年8月21日に、旧三県が福岡県に統合された頃から、明治19年4月9日の師範学校令が公布され、これまでの師範学校制度が大巾に改革され、わが国の第二次世界大戦前の師範学校制度が確立される時までである。

この時期のわが国の小学校教員養成の状況をより詳細に述べると、この時期は、明治5年8月公布の学制の主旨を徹底するために、現職の小学校教員を集め、2~3ヶ月という短期間に小学授業法だけを伝習するという講習会程度の小学校教員養成から、明治9年には、小学校教員養成機関の名称も、これまでと異なり、「〇〇師範学校」となり、修業年限も2年に延長され、学科も、小学授業法ばかりではなく、他の普通教科も教授されるようになり、府県の小学校教員養成機関が整備される。そして、これまで、小学校教員養成において主導権を握っていた各大学区に設立されていた官立師範学校も、東京師範学校、東京女子師範学校以外は廃校となり、小学校教員の養成は、府県の師範学校に委任されるようになる。次第に、府県の小学校教員養成機関は整備されてくるのであるが、小学校教員養成機関が、一段と整備され、充実され、小学校教員養成制度が全国的に統一されてくるのは、文部省が、明治14年8月19日、『師範学校教則大綱』、明治16年7月6日、『府県立師範学校通則』を布達してからである。この二つの規則に基づいて、府県が小学校教員養成制度を改正する時期、又は、その仕方は、地方によって異なるけれども、これらの二つの規則が布達された後、わが国の小学校教員養成制度の整備と画一化は、一段と進むのである。しかし、第二次世界大戦後批判された意味での小学校教員養成制度が確立するのは、明治19年4月9日、森有礼によって制定された『師範学校令』によってである。

本稿は、全国的にみると、小学校教員養成制度が次第に整備される明治9年から、第二次世界大戦前のわが国の小学校教員養成制度の確立をみる明治19年まで

の福岡県における小学校教員養成制度を考察するのである。

(一) 福岡師範学校の設立および整備と旧小倉県・旧三潴県における小学校教員養成機関の廃止

(1) 福岡師範学校の設立

旧福岡県、旧小倉県、旧三潴県に設置された小学校教員養成機関は、三県が統合されて福岡県となつた明治9年8月21日以降も、存続した。ただ旧三県時代と相違し、三県統合後の小学校教員養成機関は、全国の例に漏れず、その名称を「〇〇師範学校」と改称し、修業年限の延長、カリキュラムの改正などによって整備されてくるのである。⁽¹⁾

旧福岡県に設置されていた小学校教員養成機関も、明治9年7月26日、教員伝習所という名称を福岡師範学校と改称した。当時の福岡県令渡辺清は、そのことを、次のように指令した。

「第三百五十六号

今般修猷館内教員伝習所ヲ福岡師範学校ト改称、小学校師範学科生徒五十名ヲ限り十八才ヨリ三十五才迄試験之上一ヶ年間官費ヲ以テ入学ヲ許ス志願之者ハ履歴書ヲ副ヘ來ル八月廿日迄ニ第五課ヘ可願出旨区内無淺可触示候事

明治九年七月廿六日

福岡県令 渡辺 清⁽²⁾

この指令につづいて、福岡師範学校諸規則が、明治9年10月、公布された。この規則を中心に、当時の福岡師範学校の実情を考察してみよう。

先ず、「本校ハ他日小学訓導タルヘキ生徒ヲ教育スル所ナレハ行状端正ニシテ普通ノ書籍ヲ講読シ普通ノ文書ヲ作り得又算術ヲ学ヒ得タル者ニ非レハ入校スルヲ許サス」と、人物と学科に関する入学条件を定め、さらに、「凡入校スル者年令十八歳以上三十五歳以下ヲ限り其種痘或ハ天然痘ヲナセシ者ニ非サレハ又入校スルヲ得ス」と、年令と健康に関する入学条件を定めた。入学条件においては、入学年令が、20才以上から、18才以上に改められた以外、以前と変わらない。

入学年令が、20才以上から18才以上に下げられたのは、入学者不足を補うための規則改正であるけれども、これは、官立師範学校をはじめとして、全国の小学校教員養成機関において共通するものであったのである。

入学者の定員は50名であり、入学者は、「食料定額ハ物価ノ昂低一ナラサルヲ以テ予メ定メ難シト雖大率一日金九錢ヲ以テ当例トナス但師範学校教則書和様算盤及ヒ食料夜具料ノ外ハ一切自費タルヘシ」と、一日につき9錢の学資の給与を受けることになっていた。学資の給与を受け、「凡ソ一年間入寮スル者ハ卒業ノ後二年間必ス小学校教員奉職スヘキ者トナス若シ右年間中病氣其他事故アリテ辞職スレハ其日数ヲ計算シ其入寮資金ヲ還納セシムヘシ但本人病死スル者ハ此限ニ

非ラス」と1年間の学資給与を受け入寮した者は、2年間の奉事義務が課せられていた。

入学に際し、前述のような入学条件を定めたのであるが、当時の入学の状況をみてみよう。入学志願者記録をみると、福岡県第五課が、明治10年1月22日、「右今般五十日間入寮出願候条明廿三日該校ニ試験ノ為可致候間例之通御取計相成度候也」と、又、同年8月15日、「右四名之者今般御校一年間入学志願者ニ付追而諸出願之者一同検査之上入寮可取計儀ニ候得共右何レモ遠方之者ニテ再三往復候モ困難ナルニ付即直受試験度趣及歎願候ニ付例規之通被遂試験品評御定置有之度此段及御掛合置候也」と、福岡師範学校あて伺っている。この資料から判断すると、在学年限は、一年間ばかりではなく、従来の50日間入寮の制もあった

図表(一) 教則

学 科	第一期	毎週時数	第二期	時数	第三期	時数	第四期	時数
史 学	皇朝史略正編 十八史略	六	日本外史 国誌綱要	六	万国史略、万国 新史 西史綱紀合衆國 小史	六		
算 術	諸比例 利息算	六	級數、幾何、開 平、開立、對數 用法、求積法	六	代数、方程	六		
地 学	日本地誌要略 日本地理小誌	六	輿地誌略	六				
理 学	物理全誌	三	同 上	三	同 上	九		
画 学		三						
文 学	作文 (片仮名交り)	三						
授 業 法				六		六	実地演習	
化 学					化学編	三		
経 済 学					百科全書 經濟論	三		
生 理 学					人身究理	三		
記 簿 法					單記			
修 身 学					修身論			
計		三六		三六		三六		

備考

記簿ハ當分之ヲ缺ク

修身論ハ前諸件ノ餘暇ヲ以テ講究シ疑件ヲ質問セシム

のである。これは、やはり、小学校教員が、かなり不足しており、速成の小学校教員養成を必要としたからであろう。⁽⁸⁾ 入学募集の時期をみると、明治10年11月24日、28名、明治11年1月23日、13名、明治11年5月4日、20名、明治11年6月25日、16名、明治11年9月18日、26名、明治11年12月9日、16名と師範生募集の時期は一定しておらず、欠員が生ずれば募集とするというのであった。因みに、明治9年から11年にかけての師範在学生の数を掲げると、次の通りである。

年 代	在 学 生	卒 業 生
明 治 9 年	177 (男)	
10 年	131 (男)	99 (男)
11 年	170 (男)	59 (男)

註 『文部省年報』福岡県年報にて作成。

入学条件に合格し、福岡師範学校へ入学した生徒は、図表(1)の教則の下に教育を受けたのであった。

この教則の特徴は、次の点にあると思う。

(1) 教員伝習所時代、学科は、読物、算術、授業法の三つであったのが、この教則では、史学、算術、地学、理学、画学、文学、授業法、化学、経済学、生理学、記述法、修身学となつたことである。すなわち、これまで読物として一括されていた科目が、それぞれ独立することとなった。

(2) 学科の毎週の時間数を見れば分るように、算術、地学、理学、化学、生理などの自然科学の科目の時間数が、一週36時間中、24時間も占めている点である。これは、全国共通のものであるが、当時の学生において、そのような知識が、特に欠けていたことを意味しているのであろう。

(3) 授業法実施演習が、第4期の全時間、あてられている点である。

以上の三点が、教員伝習所時代の学科課程表と相違する点である。しかし、このような学科課程表は、福岡師範学校独自のものではない。明治9年以降、小学校教育養成機関が、全国的に整備された時、府県の小学校教員養成機関が、共通して採用した学科課程表である。そして、この学科課程表は、官立師範学校のそれを模倣したものである。

『定期試業則』によると、試験は、小試験と大試験とに分けられ、小試験は、「教則ニ所載ノ各期尽ク之ヲ試ム」ところのものであり、「上中下三等ニ分チ下等ニ当ル者ハ元級ニ置キ甚タシキ者ハ之ヲ退校セシム」、「一科ニ長スト雖モ他科欠クル時ハ進級セシメ

ス」と、大試験は、卒業試験であり、「各小期ノ業ハ総テ之ヲ試ミ中ラサル者ハ更ニ一小期留学セシム」と、それぞれの試験は、かなり厳しいものであった。反対に、優秀な者は、修業年限1ヶ年を短縮して卒業できたのであった。

教育実習が行なわれる附属小学校についてみると、明治8年5月、附属小学校が設置され、下等小学生五十名を募集した。しかし、附属小学校の規模が小さかったためか、明治10年12月、「其校師範生徒授業法実地演習ノタメ第一大区小学生徒其校へ出校為致居候者自今其校附属小学生徒ニ可組入旨布達」とあるように、附属小学生徒以外の生徒を授業法実地演習のために利用したのであった。ところが、附属小学校は下等小学だけであったが、明治11年2月12日、「今般福岡師範学校ニ変則中学並上下等正則小学ヲ附置シ」と明示してあるように、上等小学をも附設し、「上等小学ハ第一二三四五六七級ハ每級三十名ヲ限リ八級ハ五名ヲ限り入学差許候事下等小学ハ第一級三十名二級三名三級三十名四級三十名五級四名六級十二名七級十三名ニ限り入学差許候事」と、3月30日迄に志願するよう生徒募集した。附属小学校に、下等小学ばかりでなく、上等小学をも設置し、附属小学は、一段と整備されたのであった。

福岡師範学校は、同日、前掲の資料に明記されているように、変則中学をも附設し、入学者を募集したのであった。それは、翌明治12年2月5日、中学校と独立するまで、附置されたのであった。⁽¹⁴⁾

以上、考察してきたように、福岡師範学校は、明治9年以降、修業年限が延長され、学科課程表が整備され、附属小学校の整備が計られる一方、福岡師範学校の教職員スタッフも充実されることとなった。

年 代	明治 7	8	9	10	11
教 員 数	2	4	7	16	6

註 『文部省年報』福岡県年報より作成。

教員の人数が増大した結果、県の第五課（学務課）長である四等属橋公穀が、明治10年12月1日、福岡師範学校校長の兼務を申付けられたのである。⁽¹⁵⁾ 学務課長の福岡師範学校長兼務は、第六代校長まで続くのである。校長は、県の小学校教員養成機関の最高首脳者であるばかりでなく、県の教育行政の最高首脳でもあった。教職員が増し、校長が任命されるとともに、『福岡師範学校職教員職務心得』（明治11年12月24日），⁽¹⁶⁾

『福岡師範学校旅費規則』(明治11年12月9日), 『師・中学校教員給料表⁽¹⁸⁾』(明治11年12月10日)などが公布され, 教職員の組織も, 整備されたのである。『福岡師範学校職教員職務心得』によると, 校長は, 「校中一切ノ事務ヲ総判」し, 「職教員ノ勤惰能否ヲ監別シテ其進退黜陟ヲ具状ス」るのを職務としていた。「校長ノ不在ノ時ハ其代理ヲナス」ところの幹事は, 「校務ヲ總掌」し, 「教校則其他ノ規則ニ反スルモノ

アレハ之ヲ監視シテ之カ処置ヲナス」ことになっていた。教員は, 「生徒ヲ教授試験シ其勤惰能否ヲ監別シテ其褒貶黜陟スルノ事ヲ掌ル」ことを職務とした。校長, 幹事, 教員の外に, 校務掛が置かれ, かれは, 「校長幹事ノ指揮ニヨリ校務ニ從事ス」ることとなっていた。このように, 教職員の職務が定められる同時に, 教員の月俸および旅費が, 次のように定められた。

月 債 表 ⁽¹⁸⁾

等級	一等教師	二等教師	三等教師	四等教師	五等教師	六等教師	七等教師
月俸	四十一円ヨリ 五十円マデ	三十一円ヨリ 四十円マデ	二十六円ヨリ 三十円マデ	二十一円ヨリ 二十五円マデ	十六円ヨリ 二十円マデ	十二円ヨリ 十五円マデ	八円ヨリ 十円マデ

旅 費 表 ⁽¹⁹⁾

職名	旅費級	管外旅費	滞在	管内旅費	滞在
校長学長	一等	金 三円	金 七拾錢	金 壱円六拾錢	金 五拾錢
教員	二等	金 壱円九拾錢	金 五拾錢	金 八拾錢	金 三拾錢
会計掛	三等	金 壱円	金 三拾五錢	金 五拾錢	金 廿五錢

(2) 福岡師範学校の整備

文部省年報の福岡県年報の報告の中に, 「小学師範学校ハ管下小学教員不足ニ因リ一時焦眉ノ急ヲ救ヒ学期ヲ一年ニシ速成ヲ要セシニ需給相適スルニ及ヒ十二年ニ至リ其期ヲ二年ニシ定員ヲ百名トス」とあるように, 明治9年に, 福岡県の小学校教員養成機関は, その名称を福岡師範学校と改称し, 修年限も一ヶ年となり, その学科課程表も整備されたけれども, 「一時焦眉ノ急ヲ救」ふものであり, 十分なものではなかったのである。全国的な視野からみると, それどころか, 福岡県の小学校教員養成制度の整備は, 遅れていたのであった。福岡県における小学校教員養成制度が, 一段と整備されるのは, 明治12年5月24日公布された『福岡師範学校規則』によってであった。福岡師範学校を改正する理由を, 福岡県の文部省への伺の中で, 「福岡師範学校ニ於テ卒業規定ヲ概一年間トシ小学校教員ヲ養成致来右ハ小学草創立際一時教員ノ供給セサルヨリ目下成業ヲ謀リ候儀ニテ素ヨリ満足ナル者ニ無之然ルニ小学生徒学業日ヲ逐テ進ムニ隨ヒ教員其任ニ堪ヘサルモノ多キニ到レリ因テ此度教校則等別冊之通編製シ從来ノ師範学校教則ト併セテ施行一層良善ナル教員ヲ養成シ小学生徒ノ学歩ヲ進ム可キ基礎ヲ確定致度候條」と明記してある。すなわち, 前掲の資料と, この福岡県伺の資料とから判断すると, 明治12年5月24

日, 福岡師範学校規則が改正された理由は, 速成の小学校教員養成によって, どうにか, 小学校教員の需要を満すことが出来たことと, 小学校生徒の学業の進歩に見合う優秀な小学校教員を養成しようとするためである二点である。このような理由によって, 福岡師範学校規則は改正されたのであった。

福岡師範学校規則の改正の伺は, 明治12年1月13日, 福岡県から文部省へ提出され, 明治12年3月14日, 文部省から「伺之通」という許可を受けたのである。⁽²³⁾そして, それは, 明治12年5月24日, 福岡県達第77号として布達された。この規則を中心として, 明治12年5月頃から明治15年7月頃までの福岡師範学校の実態を考察してみよう。

先ず, この改正規則の前文で, 福岡師範学校の意義とこれに入学する者の責任について告示している。

「本校ハ管下小学ノ教員ヲ養成スル所ニシテ将来小学ノ興廢ニ関シ來者ノ善惡智愚職トシテ此校ノ生徒良否ニ之レ由ル故ニ此校ノ生徒ハ其責寔ニ大ニ其任ニ重キナリ在校ノ生徒宜ク此意ヲ体認シ学ヲ勉メ行ヲ篤クシ其責任ニ負クコト忽レ」⁽²⁴⁾

つづいて, 入学規則について定めているのであるが, 入学できる生徒は, 「體質健剛品行善良ニシテ種痘若シクハ天然痘ヲナセシ年齢十八年以上三十五年以下ノモノニシテ普通ノ書籍ヲ講談シ普通ノ文書ヲ作リ

又普通ノ算術ヲ学ヒ得タルモノ」であった。入学条件は、以前と変わらない。その外、「凡入校セント欲スル者ハ保証人並ニ身元引受人相立第十二章ノ書式第一号第二号ノ通願書及ヒ履歴書ヲ以師範学校へ願出ツヘシ、但其保証人ハ其父兄親族又ハ福岡区中ノ人タルヘキ事」と、入学しようとする者は、願書と履歴書を提出しなければならなかつたのである。

福岡師範学校規則が公布された同日、「福岡師範学校生徒二十名ヲ限り公費ヲ以テ二年間入学差免候条志願ノ者ハ成規ニ拵り来ル六月二十日迄可願出旨布達⁽²⁴⁾と、2年学期の第一回の募集に着手したのであった。その後の生徒募集は、定期的に行なわれたのでなく、生徒の定員100名を割った時に、行なわれたのであった。例えば、第2回の生徒募集は、明治12年11月15日師範生17名の募集を行つたのであった。当時、師範学校の生徒募集に応じた者が、「当時福岡に於て高等の学校は右二校位であったようである。当時師範生は師範校だけで満足せず。何れにか飛び抜けんとする考を以てゐたものが多かった様である。從来方向を変じたものに、大成功者が多い様である。」と語っているように、小学校教員になろうとする者だけではなかった。その結果、小学校教員になつても、奉事年限を終わると、小学校教員を辞め、他の職に転職する者が多くいたのであった。明治14年の文部省年報の中で、福岡県は、そのことを次のように報告している。

「毎期卒業生ヲ得ルノ域ニ達シタリト雖モ退キテ管内ノ状態ヲ按スルニ人皆諸般ノ職務ニ從事セン事ヲ渴望スルモ小学校教員ニ從事スルヲ好マス之ヲ蔑視ス

ル職業ヲ執ルモノト一般殆ント之レカ風習ヲナスニ至リ師範学校卒業生ノ如キモ報酬年限ヲ終レハ他ニ方向ヲ転スルモノ頻々トシテ止マス從テ卒業スレハ從テ方向ヲ転シ到底管下小学ノ需用ニ充ツルニ足ラス其教員ニ止マルモノハ概子他ニ求ムヘキ路ナク已ヲ得サルニ出ルモノノ如シ其然ル所以ノ原因ハニシテ足ラスト雖モ畢竟從来教師ノ待遇優渥ナラス其品格ヲ落シタルモノ其第一因ナルヘシ⁽²⁵⁾

明治10年代において、他の職に転職した者の中で、有名人になった者が多くいたのであった。入学者の募集は、福岡県全域から募集したのであるが、交通事情などにより、必ずも福岡県全域から集まらなかつた。明治12年6月、旧小倉県と旧三潴県に設置されていた小学校教員養成機関が廃止され、福岡県の小学校教員養成機関は、福岡師範学校のみになつた時、そのことが特に問題となつた。その結果、「六期後は郡の貢進と成り、当時校内では土着と称へて居た」とあるように、福岡師範学校は、福岡県全域から生徒募集するために、郡貢進生制をとつたのであった。

願書および履歴書を提出し、人物、学術試験ならびに身体検査に合格した者は、先ず、「初級ニ置キ其学力ヲ見認メタル後相当ノ級ニ編入ス」することになつていた。そして、「從来ノ生徒ハ各級ノ人員參差不同アルニ依リ一級ノ定員ヲ二十五名トシ每学期之ヲ卒業セシムルノ組織トナシタ」のであるが、2年学期の第一回の卒業生を出した明治14年の毎級生徒の人員および卒業生徒数を掲げると、次のとおりである。

級 別	四 級	三 級	二 級	一 級	計	増	卒 業 生	減
生 徒 数	25	24	15	33	97	4	51	3

註 『文部省第九年報』福岡県年報615丁所収。

この表をみると、各級の生徒数は、一定してない。例えば、2級では、定員をかなり下廻り、1級では、かなり上廻っている。これは、学力に応じて進級が行なわれたからであろう。明治12年から14年までの在学生数と卒業生数を掲げると、次の通りである。

年 代	在 学 生 徒	卒 業 生
明 治 12 年	130	49
13	93	54
14	97	51

註 『文部省年報』福岡県年報により作成。

入学した生徒は、「学資ハ物価ノ高低ニヨリ以テ確定シ難シト雖モ凡一日金七錢ヲ目的トシ公費ヲ以テ支給ス」ことになっていた。しかし、「書籍算盤食料ノ外ハ一切自費⁽³²⁾」であった。退学したり、「卒業ノ後三年ニ満タシシテ事故アリ辞職スルモノハ曾テ支給シタル学資其日數ニ割合償還⁽³²⁾」することになっていたのである。

修業年限は、2ヶ年と定められ、その学級を4級に分け、毎級6ヶ月の課程としたのである。ただし、「各自己ニ修ムル所ノ学力ノ優劣ト修業ノ進否トニ因テ其期限ヲ伸縮スル事アルヘシ⁽³³⁾」と明示してあるよう

に、生徒個人の学力によって、修業年限は伸縮された。入学した者の2ヶ年の学科課程表を掲げると、次
⁽³⁴⁾の通りである。

〔第四級 第一期六ヶ月〕

正科書 一週十二時

日本地誌略

日本地誌要略

日本略史 笠間益
三編輯

経済要旨

輿地誌略 自一ノ巻
至五ノ巻

正科書自修

小学読本

教師必読

地理初步

初学経済論

史学及作文学 一週六時

皇朝史略

十八史略

文章軌範 未定

作文 宿題以下
之ニ準ス 片仮名交り

理学 一週六時

物理全志

初学人身究理

数学

和算加減乗除四則応用

洋算加減乗除法分類

諸比例利息算

習字

体操

第三級 (第二期六ヶ月)

正科書 一週十二時

輿地誌略

万国史略

初学須知

養生編

修身論

日本略史

正科自修

彼日氏教授論

万国地誌略

日本教育史略

史学及作文学 一週六時

日本外史

統皇朝史略

日本小文典

作文 前級ノ如シ片仮名交リ

史学自修

泰西史鑑

理学 一週六時

生理発蒙

化学訓蒙 第三版

数学

和算 諸等分数比例開平開立

洋算 開平開立ノ対用法求積法級数代数

授業法

図画

記簿法

習字

体操

第二級 第三期六ヶ月

正科書 一週十二時

百科全書 経済論

勸善訓蒙 上下編

小学教育論

正科自修

万国史略

物理階梯

史学及作文学 一週六時

統皇朝史略

元明史略

文章軌範

作文 前級ノ如シ片仮名交リ

史学自修

泰西史鑑

理学 一週六時

全体新論

新式化学

数学 一週六時

代数方程及幾何

授業法

図画

記簿法

体操

第四級 第四期六ヶ月

正科

実地演習

自修

万国新史
貝氏博物学
学室要論

諸科温習」

※註、（ ）内は、筆者が付け加えた。

この学科課程表の特徴は、次の点にある。

(1) 正科書という学科を設け、それは、歴史、地理、経済、修身などに関する科目を含んでいることである。

(2) 正科書の中に、自修の時間を設けていることである。

(3) 史学と作文学とを一つの学科とし、史学において自修の時間を設けている点である。

(4) 正科書およびその自修の中に、これまでと相違し、教職専門科目が登場している点である。すなわち、「教師必読」、「彼日氏教授論」、「日本教育史略」、「小学教育論」、「学室要論」などの書物が、教えられている点である。

このような特徴を有する学科課程表に基づいて、授業が行なわれたのであるが、授業においては、生徒は、「総て教員ノ指揮ニ從」⁽³⁵⁾わなければならなかつた。そして、生徒の行動について厳しい規定が設けられた。⁽³⁶⁾

試験は、小試験、定期試験、大試験の三つに分けられた。小試験は、「毎月末ニ一度施行シ其点数ノ多寡

ニ応シ級中ノ座次ヲ進退シ且定期試験ノ合算ニ備フ」⁽³⁷⁾
べきものであった。定期試験は、「毎期ノ終リニ施行シ小試験ニ得ル所ノ点数ヲ合算シ及第ノ者ハ昇級セシム但學術卓絶ナル者ハ臨時ニ昇級セシム事アルトシ」⁽³⁷⁾
と言うものであった。大試験は、「各級ノ課程ヲ終業ノ上実地演習ヲ經テ后之ヲ試験シ合格ノモノハ卒業証書ヲ授与スヘシ」と言うものであった。規定から分るように、試験は、かなり厳しいものであったのである。

附属校において以前と著しく異なった点は、明治12年10月に、附属裁縫科が設置された点である。裁縫科は、「等級ヲ六級ニ分チ一期ヲ六ヶ月トシ都合三年間ノ修業トス」⁽³⁸⁾るもので、学令生徒は、「必ス普小学科ト共ニ修業セシムト雖モ年学令以上ノ者単ニ裁縫科ノミ專修セント請フ者ハ之ヲ許可シ試験之上等級ヲ定ムヘ」⁽³⁹⁾きものであった。生徒の学習時間は、一日に大凡⁽⁴⁰⁾2時間ないし3時間であり、裁縫専門の生徒には、別に時間を定めることになっていた。福岡師範学校が、このような附属裁縫科を設置したのは、当時の一般国民の女子教育における要望に合わせたものであり、女子就学者を多くするものであったとみてよいであろう。

生徒は、全員入寮することになっていたが、当時の生徒の日課は、次の通りであった。

日 課 表 ⁽⁴⁰⁾

月	晨 起	朝 食	就 業	終 業	散 歩	晚 食	寝 褥	休日外出
十二 二 一	七 時	八 時	九 時	三 時	三時ヨリ 五時	五 時	十 時	七時ヨリ 五時
三 九 四 十	六 時	七 時	八 時	二 時	三時三十分 ヨリ 五時三十分	五時三十分	十 時	六時ヨリ 五時
五 六 七	五 時	六 時	七 時	十二 時	四時ヨリ 六時	六 時	十 時	五時ヨリ 六時

生徒は、「舍中ニ在テ校務所ノ指令又ハ寮長ノ差図ヲ受ケ舍則ヲ尊重シ課業ヲ精勤シ信義礼譲ヲ以相交ルヘシ」と定められ、その外、舍中における生活の仕方（起床、外出、面接、掃除、食事など）について、細々と規定されていたのである。そして、その規則に違反すれば、1週間から3週間の禁足、又は、退学せられる結果となつた。⁽⁴²⁾しかし、当時、福岡師範学校に在席していた島田寅次郎は、「私が、在学中には、学校の校規なども今日の如く周密なものではなく、極め

て寛大なもので、唯僅かに寄宿舎に門限があった位である」と語っている。この言葉は、彼が眞面目な生徒であり、規則に抵触することがなかったのか、それとも、規則はあってもなきがごときであったものなのか、分らない。しかし、結局は、規則は、余り、生徒を拘束するものではなかったらしい。

この当時注目すべきことは、福岡師範学校においても、生徒の演説討論会が行なわれたことである。「初期の師範学校には、慶應義塾の出身者がかなり派遣さ

れていった。彼等は、三田で練った演説法を、師範学校生徒に弘め、地方の教員に弘めて、教育界の自由民権的傾向をリードした」と言われているが福岡師範学校の当時の教員は、「費額ニ限アリテ其人ヲ得難ク多少ノ困難ヲ免レスト雖モ修身読書歴史科学等ノ教師ハ旧藩ノ時ヨリ學館ノ師範ニ從事セシ者等ヲ以テ之ニ充テ其他学科ノ教師ハ東京及大阪其他ノ師範学校等ニ学テ卒業セシモノ或ハ東京慶應義塾ニ於テ修学セシ者等ニシテ多少学事ニ経験アルモノ又任用シ粗其供給ニ充テリ」とあるように、慶應義塾出身の教師がいたためか、福岡師範学校においても、演説討論会が行なわれていたのである。明治12年5月制定の『演説討論会規則』によると、演説討論会は、「生徒ノ思想力ヲ強盛シ論弁ヲ巧ニスルタメ設置スル所ニシテ、苟モ本校生徒タルモノ必ス之ヲナスヲ要ス」とし、第二土曜日に演説会、第四土曜日に討論会が行なわれたのである。一人の演説時間は、30分で、演説はかわるがわる行なわれた。

(3) 旧小倉県・旧三潴県における小学校教員養成機関の廃止

旧小倉県においては、明治7年に、小学校教員養成機関が設置され、小学校教員養成が開始された。明治8年12月には、その小学校教員養成機関は、カリキュラムも整備され、修業年限も一年間となり、充実されたのである。旧小倉県が福岡県に統合された後も、豊津育徳校中に小学校教員養成所が附設された。その後、明治10年8月7日、その小学校教員養成所を小学校師範学科と改称したり、教則を福岡師範学校の教則に準じた改正がなされたりしたが、附属小学校の設置などや、修業年限の延長などはないのをみると、統合前の小学校教員養成の実情と、殆んど変わらなかったものと思われる。旧小倉県における小学校教員養成機関は、明治12年6月25日、次のような達が出されて廃校となったのであった。

「甲 第九十二号

久留米柳河師範学校及豊津育徳校中師範学科之儀
本月限相廢自今福岡師範学校ニ於テ師範生徒養成
為致候条此旨布達候事

但從来入学生徒ハ卒業候迄留置從前之手続ヲ以
テ各学校ニ於テ履行為致候事

明治十二年六月廿五日

福岡県令 渡辺 清

豊津育徳校は、明治12年9月9日、福岡県立豊津中
学となり、附設の小学校師範学科は、正式に廃止された

が、在籍していた生徒の授業は、明治12年10月16日まで、行なわれたのである。

旧三潴県において設置された小学校教員養成機関である久留米小学教師伝習学校と柳川小学教師伝習学校は、三潴県が福岡県に統合された後も存続した。統合される以前から、二つの小学教師伝習学校は、修業年限は2ヶ年であり、教則、設備なども、福岡師範学校以上に充実したものであった。その二つの小学校教師伝習学校は、久留米においては、明治9年6月21日、久留米師範学校、柳川においては、明治9年8月、柳川師範学校と改称されて存続したのであった。しかし、前述したように明治12年6月25日になると、旧三潴県の二つの師範学校は、廃止されることになったのである。その為、福岡県は、両師範学校を久留米中学、柳川中学とする旨、明治12年9月11日、文部省に次のような伺いを提出し、その許可を得たのであった。

「(福岡県) 九月十一日)

管下福岡並豊津育徳ノニ中学校ハ兼テ經伺之上授業致來候処今般久留米柳川師範学校相廢シ從来同様ニ附屬セシ中学科ハ独立セシメ福岡育徳中学ト均シク県立ニシテ久留米中学柳川中学ト相称シ教則之儀ハ別冊之通右四中学トモ一轍ニ履行セシメ度此段相伺候也

(別冊)

福岡県立中学校規則

(指令) 十一月二十六日

伺之通」

これによって、福岡県における小学校教員養成機関は、福岡師範学校だけとなり、「四校ニ於テ教員ヲ養成ス其生員ヲ合シテ二百五十人」であったのが、福岡師範学校の定員百名だけとなつたのである。

福岡県の小学校教員養成機関が、福岡師範学校だけになったことにより、問題が生じたのであった。それは、「所謂現今師範学校ノ生徒百十余名ノ内筑後豊前ノ者ハ僅々十数名ニシテ筑前ノ者ト雖多クハ福岡近郡ノ者ニ止マル是レ遠隔国郡ノ者ハ入校ニ不便ナルノ致ス所ナリ」との理由で、福岡県下の六ヶ所に小学校教員養成機関を設置すべきであるという意見が県会でもあった。その意見が強かった為か、福岡師範学校でも、入学者の郡選生を採用するようになったことは、前述した通りである。しかし、福岡県においては、六ヶ所に小学校教員養成機関を設置しなかつたのである。

ところで、「公立学校ノ外福岡県ノ私立学校ニ三楽

学校ト称スル者アリ其内ニ師範学科ヲ教フル一学部アリテ生徒四名アリ」とあるように、私立の三楽学校で師範学科を設置し、小学校教員を養成しようとするところがあったと言う。この学校は、少なくとも明治12年から明治14年までは存在したと思われるが、公立師範学校以外で、小学校教員養成をしたという希な実例である。

（二）福岡師範学校の充実と女教員養成所の設置

（1）福岡師範学校の充実

わが国の小学校教員養成制度が、整備され、全国的に統一され、充実されるのは、明治14年8月19日に公布された『師範学校教則大綱』と、それに統いて、明治16年7月6日に公布された『府県立師範学校通則』によってであった。両規則が公布された後、各府県に設立されていた師範学校は、その両規則に基づいて規則を改正したのであった。

先ず、『師範学校教則大綱』の内容を検討してみよう。その特質を挙げると、次の点である。

（1）師範学校は「小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授ケル所」と定め、師範学科が初等、中等、高等に分けられた。

（2）師範学科の入学資格は、「品行端正、体質強健、年令十七年以上ニシテ小学中等科卒業以上ノ学力アル者」と定められた。

（3）初等師範学科、中等師範学科、高等師範学科の修業年限は、それぞれ、1ヶ年、2ヶ年半、4ヶ年と定められ、それぞれの学科の学科課程表が詳細に定められた。

（4）初等師範学科卒業者には小学初等科、中等師範学科卒業者には、小学初等科および中等科、高等師範学科卒業者には、小学各等科の小学校教員資格が与えられ、それは、七年間有効と定められた。

『師範学校教則大綱』の内容の特質として以上の点が挙げられるが、つづいて、『府県立師範学校通則』⁽⁵⁵⁾の内容の特質を考察してみよう。

（1）師範学校は「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ管内小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スヘキモノトス」と、その目的を定めたのである。

（2）師範学校の生徒定員は、「管内学令人員千人乃至五千五百人ニ一人ノ率ニ当ル」と、師範生徒の定員が学令人員に基づいて定められた。

（3）師範学校の教職員は、校長、教諭、助教諭、訓導、および書記と定められ、そして、師範学校長の

資格、又は、師範学校教員中、「少クトモ三人ハ中学師範学科ノ卒業証書又ハ大学科ノ卒業証書ヲ有スル者ヲ任用スヘキモノトス」と、教職員の資格について定めたのである。

（4）学科に必要な器機標本類、教場、物理化学の試験室、体操場および寄宿舎、食堂、控所、職員の詰所の設置を義務づけたのである。

（5）師範学校生徒の寄宿費は、「学校ヨリ支給スヘキモノトス」と定められた。

（6）附属小学校の設置が義務づけられた。

府県の師範学校は、『師範学校教則大綱』、『府県立師範学校通則』に基づいて、その制度の改革を行なった。これによって師範学校制度は、全国的に、整備、充実され、統一されるようになるのである。

福岡県は、明治15年7月24日、「明治十二年用第七十七号布達相廢シ福岡師範学校規則並ニ教則試験規則別冊ノ通制定候条此旨布達事」と、福岡師範学校規則の改正を行なった。これによって、これまでの福岡師範学校制度は、大巾に改正されたのであった。その規則は、第一章 通則、第二章 入学規則、第三章 退学規則、第四章 休業期日、第五章 教場規則、第六章 教場参観心得、第七章 舎則、第八章 寮長及舍長心得、第九章 書籍貸与規則、第十章 食堂規則、第十一章 禁條及罰則、第十二章 生徒給与規則、第十三章 諸書式からなる。その規則の外、校長心得、教師心得、生徒心得、入学試験用書表、師範学校教則、福岡師範学校試験規則などが定められた。

主に、これらの規則などを通じて、明治15年7月から明治19年3月ごろまでの福岡師範学校の実態を考察してみよう。

先ず、福岡師範学校規則の前文で、「本校ハ管下小学校教員タルヘキモノヲ養成スル所ニシテ本校生徒ノ良否ハ小学ノ盛衰ニ関シ小学ノ盛衰ハ身ヲ修メ業ニ就ク根抵ヲ立ルノ難易ニ係ル其任実ニ重シ在校生徒篤ク此意ヲ体認シ夙夜勉励其責任ニ負ク事勿レ」と、師範生の責任を明示している。

福岡師範学校に入学できる条件は、「年令満十七年以上ノ男子ニシテ体質健康且ツ種痘若クハ天然痘ヲナシ小学中等科卒業以上ノ学力アル者ニ限ルヘシ」と定められ、入学を志願する者は、入学願書、履歴書を提出し、身体検査を受け、次のような試験表により、学力試験を受けなければならなかつたのである。

入学試験表 (58)

読方	新撰漢文読書	凡一葉	百点
作文	仮名交り文	一題	全
習字	楷行草	各四字	全
筆算	分数比例ノ内	五題	全
珠算	加減乗除ノ内	二題	全
地理	日本地理誌	五題	全
物理	新撰物理書	五題	全

学力試験は、「一科ノ得点定点ノ三分ノニ充ツルモノ及ヒ総得点総定点ノ二分ノニ充ツルモノハ及第トス」と、合格点が定められている。身体検査、学力試験に合格した者は、入学証(誓紙書)を提出し、入学を完了するのであった。

師範学校教則大綱によると、師範学校は、初等師範学科、中等師範学科、高等師範学科の三つに分けるようになっていたが、福岡師範学校は、「中等高等ノニ等科ヲ設ケテ初等科ヲ置カス」と明示されているごとく、初等師範学科を設置しなかった。明治16年9月に師範学校に入学した生徒の言によると、「当時入学試験に及第したものは直に一年後期に編入せられ、中等科は一年半、高等科は三年半で、卒業する事となり、而して志望により中等科、高等科に分つ事になって居りましたが、主として中等科教員を養成しておりました」と言うことである。明治15年から18年までの福岡師範学校の中等科および高等科の在学生および卒業生を掲げると、次の通りである。

中等師範学科在学生および卒業生数

等級 年度	5級	4級	3級	2級	1級	総計	卒業生
明治 15		22	23	24	17	86	29
16		19	14	19	24	76	38
17		23	26	24	8	81	36
18	23	20	16	12	17	87	24

註 『文部省年報』福岡県年報より作成。

高等師範学科在学生および卒業生数

等級 年度	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	総計	卒業生
明治 15					8				8	
16		9				5	8		22	
17					6	7		4	17	
18				8	8	8	6	7	37	4

註 『文部省年報』福岡県年報より作成。

この二つの表から分ることは、福岡師範学校は、中等師範学科と高等師範学科の二つからなっていたが、中等科教員養成を主にしていたことである。当時の入学試験の倍率をみると、明治15年9月の入試に合格した生徒の言によると、応募者は70名余で合格者は19名であったと言う。⁽⁵⁸⁾ 入学者は、「在学中食費ヲ給シ書籍ノ借覧ヲ許ス其他ノ雜費ハ自弁」であった。⁽⁵⁹⁾

福岡師範学校の学期は、3月1日より7月31日迄を前学期とし、9月11日より2月28日迄を後学期とし、中等科を5級、高等科を8級に分けたのであった。⁽⁶⁰⁾ 中等師範学科の学科は、修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、生理、博物、物理、化学、幾何、代数、経済、記簿、本邦法令、心理、農業、商業、教育学学校管理法、実地授業及び体操であった。『師範学校教則大綱』の学科と比較すると、中等師範学科の学科では、唱歌を省き、農業と商業の学科を加へ、高等師範学科の学科では、唱歌を省き、農業、商業の学科を加へている点が違う。

各学科で教授する内容の要旨を掲げると、次の通りである。

「一修身 聽講ハ論語大学中庸ノ諸書ニ就キ格言事實及人倫ノ大道ヲ講授シ尚其意義ヲ敷衍シテ日常応用ノ事ニ説キ及シ又修身叢語ニ拠リ修身緊要ノコ

トヲ授シ能生徒脳裏ニ感染セシメ徳性ヲ涵養ス
ルヲ主トス講談ハ生徒ヲシテ自ラ教師ノ位置ニ立
チ已ニ学修セン処ニ就キ小学校ニ於テ教誨スヘキ
修身ノ講義及談話ヲナサシメ又兼テ作法ヲ授ク
但口授ハ生徒ニ科書ヲ与ヘス教師之ヲ講談シ生徒
ヲシテ筆記セシムモノトス以下口授ト称スルモノ
ハ皆同シ

一読書 読書ハ日本文典ニ就キ字論詞論文論等日本文法ヲ授ケ傍ラ小学読本中ノ文章ヲ解剖セシメ及ヒ新撰漢文読本文章軌範唐宋八大家文ヲ講授シ漢字ノ性質用法ニヨリ匀意章意眼目段落文章ノ諸体法格等ニ至ル迄文章堅要ノ関節ヲ理会セシメ傍ハラ文章軌範八大家文中ノ白文ヲ与ヘテ傍訓匀段落等ヲ付セシム作文ハ宿題又ハ席上題ヲ与ヘテ書読文仮名交り文漢文ヲ作ラシメ其題ハ務メテ日用ニ功実アルモノヲ撰ミ苟モ虚飾ニ流レス実地ニ適用スルヲ旨トス

一習字ハ執筆運筆ノ法ヲ教へ行草楷ノ諸法ヲ習ハシメ毎週一回之ヲ淨書セミム但黒板書方ハ最モ迅速ニシテ字格ノ整正ナルヲ要ス

一算術ハ筆算珠算ヲ授ケ其題ハ日用ニ適功ナルモノヲ撰ミ務メテ実地ニ適用スルヲ旨トシ生徒ヲシテ題意及ヒ筆法ノ基ク所ノ理ヲ考究セシメ苟モ倒ヲ記シテ理ヲ遺スルノ弊ナキヲ要ス 但珠算ハ速算ヲ便トルモノナレハ専ラ數顆運用ノ熟練ヲ養成スヘシ

一地理ハ総論日本地理及各国地理ノ要項ヲ口授シ傍ハラ地球儀地図ヲ用ヒ其形状等ヲ説示シ且生徒ヲシテ堅要部分ノ地図ヲ画カシメ以テ地理ニ通曉セシムルヲ要ス殊ニ地文学ハ務メテ実地ニ就キ生徒ノ観察力ヲ養成スヘシ

一歴史ハ国史概要漢史一班万国史ニ就キ之ヲ授ケ古今人物ノ賢否風俗ノ変更歴代ノ沿革治乱等ノ事蹟及其原因結果ヲ領会セシメ殊ニ本邦建国ノ体制ヲ詳カニ理会セシメ尊主愛國ノ志気ヲ養成スルヲ以テ堅要トス

一図画ハ臨画幾可画投影画写生透視画教授術ヲ授ケ運筆ノ練習ヲ主トシ意匠ヲシテ密ナラシムルヲ要ス

一生理ハ人身生理ノ要領及ヒ身体各部ノ要項ヲ口授シ傍ハラ模型体解剖図及骨骼等ヲ用ヒ生徒ヲシテ其理ヲ曉知セシムルヲ要ス又兼テ養生法ヲ授ク

一博物ハ動物植物金石ノ総論及ヒ其要項ヲ口授シ傍ハラ実物標本等ヲ用ヒ生徒ノ観察ニ便ナラシムル

ヲ要ス

一物理ハ新撰物理書ヲ復習セシメ更ニ総論諸力三態及其性質音熱光電気磁気等ヲ口授シ務メテ実地試験ヲ施シ生徒ノ感覚ヲ喚起シ所論ノ確実ナルヲ知ラシムルヲ要ス

一化学ハ非金属ノ諸原素化合物ノ制法用法等口授ス其実地試験ニ基クヘキ事ハ猶物理ニ於ルカ如シ

一幾何ハ平面幾何ヲ授ク（授業法ハ算術科ニ同シ）

一代数ハ整数四術分数四術諸方程式ヲ授ク（授業法算術科ニ同シ）

一経済ハ理財ノ要旨ヲ口授シ的例ヲ挙ケ或ハ実地ニ証シ論旨ノ確実ナルヲ知ラシムルヲ要ス

一記簿ハ帳簿ノ取扱ヲ正シ其騰記ヲ迅速ナラシメ之ヲ実地ニ施ニ至リ誤謬ナカラシメンコトヲ要ス

一本邦法令ハ官令全報ノ中ニ就キ堅要ナル法令ヲ口授シ生徒ヲシテ能ク記憶セシムルヲ要ス

一心理ハ知情意運用ノ事実等其大要ヲ口授シ生徒ヲシテ是ノ互ニ相関スル理法ヲ知ラシムルヲ要ス

一農業及商業学ハ其要項ヲ口授シ高尚迂遠ニ涉ラズ日用適実ノ事ニ応セン事ヲ要ス

一教育学学校管理法ハ各学科中最モ堅要ノモノナレハ能ク其旨趣方法ヲ口授シ生徒ヲシテ其理ヲ熟知了得セシメ実地ニ臨ミ隔靴ノ憾ナカラシムルヲ要ス

一実地授業ハ附属小学校生徒ヲ教授セシメ法ノミニ泥マス自己ノ思想力ヲ發揮シ実地ニ活用熟練センムルヲ要ス

一体操ハ身体ノ健康ヲ保全シ精神ヲ活発ナラシムルモノナレハ午餐后放課時間ニ於テ必ス之ヲナシムヘシ」
(64)

各学科の内容の要旨は、以上の通りである。師範学校の授業時間は、「一年三十六週一週二十八時ヲ以テ度トス」と定められ、文部省によって、「各等師範学科毎週授業時間ノ一例」が示された。府県では、それに基づいて定められ、福岡師範学校でも、「師範学校教則大綱ニ基キ其教則ヲ編制シ農商工業ヲ加フ中等高等ノ二等科ヲ設ケ初等科ヲ置カス」とあるように、学科の一ニの加除はあるとしても、師範学校教則大綱に基づいて定められたのである。当時の福岡師範学校の時間表を見つけ出していくけれども、その時間表も、師範学校教則大綱の時間表に基づいて作成され、それとほとんど変わなかったものと思われる。その時間表を掲げると図表(二)の通りである。

(65)
(66)
(67)

圖表(二) 師範學科課程表

学 科	師範學科課程表								各学科授業時間比較	
	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年			
	初等二級 中等五級 高等八級	初等△一級 中等四級 高等七級	中等三級 高等六級	中等二級 高等五級	中等○一級 高等四級	高等三級	高等二級	高等一級		
修 附 札 身 儀	四	{△四四	三	三	{○三三	三	三	二	初等 中等 高等	
読 書	一〇	△三六	六	六	六	六	八		初等 中等 高等	
習 字	六	△二四	三	二	二				初等 中等 高等	
算 術	六	△三六	五	三	三	三			初等 中等 高等	
地 理	二	二			二	二			初等 中等 高等	
歴 史		二	三		三	三			中等 高等	
図 書		二	二	二	二	二			中等 高等	
生 理		二				二	二		中等 高等	
博 物	動物			二	二				中等 高等	
	植物			二	二				中等 高等	
	金 石			二				三	中等 高等	
物 理		△二	二	二					初等 中等 高等	
化 学					○二	二	二		中等 高等	
幾 何				二	三				中等 高等	
代 数					二	二			高等	
経 済						三			高等	
記 簿				二	二				中等 高等	
本邦法令							二		高等	
心 理							二	二	高等	
教 育 学 学校管理法		△八			○八		六	六	初等 中等 高等	
実 地 授 業		△六			○一五			一八	初等 中等 高等	
体 操										
通 計	二八	△二八 三八	二八	二八	○二八 二八	二八	二八	二八	初等 中等 高等	

體操ハ適宜之ヲ授クベシ

表中第三段ニ△ヲ附セルモノハ初等科一級生ノミニ之ヲ課シ第六段ニ○ヲ附セルモノハ中等科一級生ノミニ之ヲ課ス

{印ハ合併ノ符ナリ}

この時間表の特徴は、次の点にある。

(1) 学科が、細かく分けられ、多くなつたことである。

(2) 多くの学科の中、修身が筆頭に置かれ、毎級において教授されている。

(3) 教職専門科目として、実地授業の外に、教育学・学校管理法、心理が附加されている。

(4) 毎週の授業時間が、以前より少くなっている。

当時の福岡師範学校では、前掲した学科目、学科内容および授業時間の下に、授業が行なわれたのであるが、次に、『福岡師範学校試験規則』に基づいて、試験の実態をみてみよう。試験は、小試験、定期試験、応請試験の三種である。すなわち小試験は、「一期中三回之ヲ施行シ其点数ノ多寡ニ応シ級中ノ座次ヲ進退シ且定期試験ノ得点ニ合算スル」ものである。定期試験は、「毎期ノ終リニ施行シ小試験ニ得ル所ノ点数ヲ合算シ及第ノ者ニハ該級卒業証書ヲ授与ス」るものである。応請試験は、「本校ニ入学セシテ卒業証書ヲ請フモノ及卒業証書有効年限ヲ経過シタルノ後教員タラント欲スル者ニ之ヲ施行シ及第ノ者ニハ卒業証書ヲ授与ス」るものであった。このように試験は、3種類に分けられるが、毎期の修了を決める定期試験を詳細に検討してみよう。定期試験の得点は、「一期中小試験毎学科ノ得点数ヲ小試験ノ度数ニテ除シ之ヲ定期試験該学科ノ得点ニ加へ又之ヲ二分シタルモノヲ定期試験一科ノ得点トシ之ヲ合計シテ行状点ヲ加ヘタルヲ総得点」としたのである。そして、定期試験において、「一科ノ得点定点ノ二分ノ一ニ充タルモノ及総得点総定点ノ十分ノ七ニ充タザルモノハ落第ト」したのである。試験については、各学科の試験の要点、および試問数など詳細に定めてある。それは厳しいものであり、重視されたのであった。それは、成績優秀者に対しては、賞与を与えてることからも推察されるのである。⁽⁴⁴⁾

教育実習を受ける附属小学校は、「本校ト附属小学校ト建物ヲ同一ニシ教場相混スルヲ以テ管理上或ハ不便アランカ」とあるごとく、福岡師範学校の中にあつた。当時の附属小学校は、「生徒実地練習ノ為メ附属小学校ヲ設ケ兼テ管内小学校ノ模範タラシメント欲ス」と明示され、福岡師範学校教師心得の中で、教師は、「附属小学ハ実地練習ニ供スル而已ナラス学科ノ性質ト生徒ノ年令等級ニ応シ各種ノ授業法ヲ実験シ其成績ヲ得ル者ハ擧テ管下ノ模範トナス故ニ教師ハ常ニ自ラ其利害得失ヲ考究実験シ改良ノ緒ヲ開カサルヘカ

ラス」と定められたのである。附属小学校の教師と生徒の数は、次の通りであった。

年 代	教 師	生 徒	卒 業 生
明 治 14	3	292	19
15	2	196	12
16	2	143	
17	2	119	1
18	2	110	39

註 『福岡県統計書』全 明治17年、明治18年により作成。

寄宿舎は、「敷地ハ広衍ナレトモ校舎及寄宿舎等ノ造築其宜シキニ適ハス」と明示してあるように、余りよいものではなかつたらしい。しかし、入学生は、全員入寮することになり、食費は、支給された。寄宿舎には、寮長、副寮長、舍長が置かれ、諸規則に基づいて生活し、その諸規則を破れば罰則に基づいて罰せられたのであった。

当時の福岡師範学校の教員数は、次の通りである。その教員は、「官立小学師範学校ノ卒業生等多キニ居リ率乎教育ノ秩序ヲ曉レルモノニテ」と明示してあるごとく、官立小学師範学校卒業生が多くいて、優秀であったと言う。

年 代	教 員 数
明 治 15	11
16	9
17	11
18	17

註 『文部省年報』福岡県年報より作成。

福岡師範学校の実態は、以上の通りであるが、初等師範学科卒業者は、2ヶ年、中等師範学科卒業者は、3ヶ年、高等師範学科卒業者は、4ヶ年、「必ス管内小学校教員ニ奉事セシ」められたのである。そして、その師範学科卒業証書の有効期限は、7ヶ年間しかなく、それを更新しようとすれば、再試験を受けねばならないのである。⁽⁴⁵⁾

(2) 女教員養成所の設置

明治5年8月公布の学制において、「小学教員ハ男女ノ差別ナシ」と明示し、文部省も女教員の必要を強く感じて、明治7年3月、東京に官立女子師範学校を設立し、小学校女教員養成に乗り出したのである。地方でも、明治7年に、石川県、明治9年に、岡山県、鹿児島県、明治11年、青森県、千葉県、山梨県、島根

県、愛媛県、高知県などで、独立の女教員養成機関を設立し、小学校女教員養成に乗り出したのである。その他の地方でも、独立の女教員養成機関を設置しないにしても、何らかの方法を採用して、小学校女教員養成を行なっているところが多くあったのである。

しかし、福岡県において、小学校女教員養成を開始するのは、明治16年であった。女教員養成所は、福岡区費で福岡天神町の福岡高等小学校内に、明治16年8月11日に設置され、翌明治17年6月12日は廃止されたのである。その経費は114円50銭で、教師一人と生徒28人であった。学科は、修身、読方、作文、書法、算術、地理、歴史、図画、物理、博物、化学、裁縫、学校管理法教育学、家事経済、実地授業等であり、男子⁽⁷⁴⁾の師範学校の学科目と、殆んど変らなかった。女教師養成所は、一年足らずで廃止されたけれども、「市内女子教育ノ嚆矢トナリ木鐸トナリ其必要ヲ叫破シタルノ功実ニ鮮少ナラズトス現ニ今日女兒就学ノ他都市ニ比シテ其高度ニ在ルモノハ一般教育ノ進歩ニ因ルベシト雖モ尚女教師養成所卒業生カ各学校ニ在リテ直接教育ノコトニ從事シ其実績ヲ表示シタルモノ大ニ与リテ力アルヲ知ルベキナリ」とあるように、女子教育の普及が芳しくない当時において、女教師養成所の設置は、大きな意味があったと考えるべきであろう。⁽⁷⁵⁾

おわりに

旧福岡県、旧小倉県、旧三潴県が統合されて福岡県となった明治9年8月21日頃から、森によって『師範学校令』が公布され、わが国の第二次世界大戦前の教員養成制度の基礎が確立する明治19年4月9日までの福岡県における小学校教員養成制度を考察してきた。この考察から言えることは、旧三県統合後も、旧三県時代に設立された小学校教員養成機関は、存続したのであった。旧三県に設置された小学校教員養成機関の中で、旧三潴県に設置されていた小学校教員養成機関が一番充実していたのであるが、旧福岡県に設置され

ていた小学校教員養成機関も、統合直前に、制度改革を行い、小学校教員養成機関の整備を行なったのである。それに応じて、各称を福岡師範学校と改称した。しかし、その整備は、全国的にみると、十分なものではなかった。

その福岡師範学校の整備が、一段と進むのは、明治12年5月24日の『福岡師範学校規則』の改正によってである。これによって、福岡師範学校も、全国的レベルにおいて、整備されたのであった。そうすると、翌明治12年6月25日、旧三潴県に設置されていた久留米、柳川師範学校、旧小倉県に設置されていた豊津有徳校中師範学科の三校の小学校教員養成機関が廃校となり、福岡県における公立の小学校教員養成機関は、福岡師範学校だけとなつた。

『師範学校教則大綱』、『府県立師範学校通則』が文部省より公布されると、全国の小学校教員養成機関は、その規則に基づいて、規則を改正したのであった。そのため、全国の小学校教員養成制度は、充実され、統一されることになったのである。福岡県も、その例外ではなかったのである。しかし、小学校教員養成制度の中、どの点に力を入れるかは地方の自由であったらしい。というのは、福岡県は、師範学科は、初等科、中等科、高等科に分けて設置することになっていたけれども、初等科を設置しなく、中等科と高等科を設置し、その両科の中で、中等科を重視したのであった。

福岡師範学校が充実される一方、明治16年に、福岡県においても、女教員養成所が設置され、遅ればせながら、小学校女教員養成が開始されたのであった。しかし、それは、一年足らずに、廃校となつた。その外、当時において注目すべきことは、明治12年から14年までに確實に存在していた私立の三楽学校で小学校教員養成が行なわれた点である。これは、全国的にみて、希れな例である。

(註)

- (1) 抽稿「明治初期教員養成制度の一考察」広島大学『教育学部紀要』第1部第17号 1968年 7~9頁
- (2) 『^註福岡県議会史 明治編 上巻』福岡県議会 昭和27年7月31日 26頁
- (3) 福岡県福岡師範学校『創立六十年誌』125頁
- (4) 『文部省第四年報』福岡県年報 253丁
- (5) 同上書 253~254丁
- (6) 前掲書『創立六十年誌』128頁
- (7) 同上書 129頁

- (8) 明治11年においてさえ、福岡県において小学校教員が不足していたので、速成法を探っていたと明示している次のような資料がある。
「明治十一年中成業シテ各小学ニ派出セシモノ百四十一名ナリ然リト雖モ方今猶未タ教員其人ニ乏シキヲ以テ一時試験ノ法ヲ設ケ志願生ヲ試ミ其學術適任ト認ルモノハ三四週間乃至六七週間授業方法ヲ伝習シ暫ク其欠を補フ」（『文部省第六年報』福岡県年報 257丁）
- (9) 福岡教育大学図書館蔵『枢要公達書類 二』師範学校 4～36丁
- (10) 前掲書『創立六十年誌』126～127頁
- (11) 同上書 127頁
- (12) 前掲書『枢要公達書類 二』 5丁
- (13) 前掲書『創立六十年誌』 130頁
- (14) 師範学校附属変則中学は、修業年限3年で、課程を6級に分けている。教授される学科は、地理学、史学、修身学、理学、算術、作文、経済学、法学の八課であった。入学年令は、14才以上で、入学生徒は、入舍生定員40名と通学生（定員なし）とに分れていた。
- (15) 前掲書『枢要公達書類 二』 4丁
- (16) 前掲書『創立六十年誌』 136頁
- (17) 前掲書『枢要公達書類 二』 34～36丁
- (18) 同上書 31～33丁
- (19) 同上書 33～34丁
- (20) 『文部省第八年報』福岡県年報 385丁
- (21) 前掲書『枢要公達書類 二』 42～66丁
この規則は、『文部省日誌 明治12年 第6号 34～37頁』に、一部掲載されている。
- (22) 『文部省日誌』明治12年 第6号 34頁
- (23) 同上書 34～37頁
- (24) 前掲書『枢要公達書類 二』 42丁
- (25) 同上書 43丁
- (26) 同上書 86丁
- (27) 福岡県福岡師範学校『創立五十年記念』 大正15年1月 12頁
- (28) 『文部省第九年報』 福岡県年報 615丁
- (29) 『創立五十年記念 3頁』に、名前が列挙されている。それをみると、裁判官、検事、高級官僚、知事、軍人、画家、新聞社の重役、郡長などが、挙げられている。
- (30) 前掲書『創立五十年記念』 18頁
- (31) 前掲書『枢要公達書類 二』 44丁
- (32) 同上書 65丁
- (33) 同上書 45丁
- (34) 同上書 45～49丁
- (35) 同上書 51丁
- (36) 「教場規則」は、『枢要公達書類 二』の 50～51丁 に掲載してある。
- (37) 前掲書『枢要公達書類 二』 50丁
- (38) 同上書 78丁
- (39) 同上書 79丁
- (40) 同上書 55丁
- (41) 同上書 52丁
- (42) 同上書 56～59丁
- (43) 前掲書『創立六十年誌』 223頁
- (44) 『福岡日日新聞』（明治17年4月13日）の雑報の欄に、6名の成績品行優秀者が掲げられているが、彼も、その中の一人に入っている。
- (45) 石戸谷哲夫著『日本教員史研究』 講談社 昭和44年3月20日（再版）66頁
- (46) 『文部省第九年報』福岡県年報 614丁
- (47) 前掲書『枢要公達書類 二』 66～68丁
- (48) 同上書 66丁
- (49) 前掲書『^既福岡県議会史 明治編 上巻』 26～27頁
- (50) 『文部省日誌』 明治12年 第21号 22頁
- (51) 『文部省第六年報』福岡県年報 57丁

- 明治12年5月迄に、県下の四つの小学校教員養成機関で養成した小学校教員数は、489名であった。（『福岡県史料叢書』第5輯 57頁）
- (52) 「福岡県師範学校ヲ改良スルノ議」『福岡日日新聞』明治14年5月26日
 (53) 『文部省第七年報』「師範学校」12丁
 (54) 『師範教育関係法令の沿革』文部省 昭和13年3月 44~48頁
 (55) 同上書 51~53頁
 (56) 蒲池作之進編輯 『現行福岡県法規類編』 明治16年11月11日 36丁
 (57) 同上書 37丁
 (58) 同上書 38丁
 (59) 『文部省第十二年報』「学事巡視功程」 664丁
 (60) 福岡県は、「初等教員ハ学力検定規則ノ施行ニヨリテ粗其需用ヲ充タヌヲ得ヘキ見込アルニ依リ本校ニ於テハ当分ノ間中等以上ノ教師ノミヲ養成スルノ運ニ至リシ」と報告しているように、福岡県は、初等科教員は、応試試験（検定試験）にて、需要をまかなおうとした。（『文部省第十年報』福岡県年報 714丁）
 (61) 前掲書 『創立五十年記念』 13頁
 (62) 同上書 21頁
 (63) 前掲書 『現行福岡県法規類編』 51丁
 (64) 同上書 51~53丁
 (65) 前掲書 『師範教育関係法令の沿革』 45頁
 (66) 同上書 46頁
 (67) 前掲書 『現行福岡県法規類編』 55~59丁
 (68) 同上書 55丁
 (69) 『文部省第十三年報』 福岡県年報 319丁
 (70) 前掲書 『現行福岡県法規類編』 48丁
 (71) 明治9年には、1日につき7銭であったのが、この頃は、5銭となり、以前より給費の額が少なくなつた。
 (72) 明治15年9月に入学し、明治19年5月に師範高等科第3回生として卒業した川崎浩之は、師範卒業生は、非常に優遇されたと次のように語っている。
 「当時県内各郡市は、教育の振興を競ひ某々郡に於ては特に巡回訓導を置きて、郡内各学校を巡視督勤せしめつつあった。……鞍手郡長矢野矢氏亦、奮然起って、教育の振興を期し、私が卒業するのを待つて、直ちに同郡巡回訓導に拉し去られた。私は師範卒業直後、実務上に於ては何が何から分らぬまま免も角盲進した。郡内各学校を視察して、批評を試み、時に自ら模範（？）教授をなすこともあった。当時の小学校卒業試験は、各区毎に、合同して之を執行せしが、巡回訓導之に立会して、自ら發問し、各学校長等が、採点したるものを、一々復査して、其不備を発見訂正せしむる様なこともあった。
- 巡回の際は、各区毎に教員一同参集の席にて、批判並に講演を試みることが常であったが、其際会場の門前に、『巡回訓導何某講演会場』と、筆太に掲げられたるなど、殆ど今日の博士級の扱ひを受けてゐた。
- 各区毎は、教員研究会が開かるゝ際、私は講師として、文章規範の講義などしてゐた。」（福岡県福岡師範学校『創立五十年記念』21~22頁）
- (73) 抽稿「明治初期の地方における女教員養成機関について」 日本教育学会編 『教育学研究』 第38巻 第1号 昭和46年3月 9~18頁
 (74) 福岡市役所編纂『福岡市誌 全』大阪積善館 明治24年 74丁
 (75) 同上書 74~75丁
 (76) 福岡県は、「本年（註 明治16年）ニ在テハ女教員ヲ養成セサル可カラサルノ時機ニ際シタルヲ以テ其設置ノ方法ヲ県会ニ附議セシモ遂ニ県会ノ容レサル所トナレリ」と報告しているように、女教員養成のことが県会でも問題となつたのである。（『文部省第十一年報』福岡県年報 714丁）